

P T 会 会 則

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 本会は埼玉県立川越高等学校 P T 会と称し、事務所を本校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、家庭と学校との連絡を緊密にし、本校教育の充実発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 本校の教育活動に対する協力
- 2 各種委員会活動
- 3 関係方面に対する必要な具申
- 4 会員相互の研鑽
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 組 織

第 4 条 本会は本校生徒の保護者と本校教職員とを以て組織する。

第 5 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|----------|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 副 会 長 | 若干名 |
| 3 常 任 理 事 | 第 7 条による |
| 4 地 区 補 佐 | 若干名 |
| 5 監 事 | 3 名 |
| 6 校内常任理事 | 3 名 |
| 7 校 内 幹 事 | 若干名 |
| 8 顧 問 | 若干名 |

第 6 条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を総理し、各種会議を招集してその議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は常任理事会において、決算予算案の審議ならびに各委員会の企画、報告をする。
- 4 地区補佐は常任理事を補佐し、種々の連絡にあたる。
- 5 監事は会計の監査を行う。
- 6 校内幹事は会長の命を受け庶務会計等に従事する。
- 7 顧問は本会の諮問に応え、会議に意見を述べることができる。

第 7 条 本会役員の出選方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は常任理事において互選し、総会で承認を得る。
- 2 常任理事は保護者および教職員の中から選出する。保護者の常任理事は、別に定める地区ごとに会員約 30 名に対し 1 名を選出するものとする。教職員中の常任理事は、教職員の互選により 3 名を選出するものとする。ただし、必要により会長は別に若干名の常任理事を増員することができる。

- 3 地区補佐は必要に応じ、地区毎に選出する。
- 4 監事は常任理事会が推薦し、総会で承認する。
- 5 校内幹事は教職員のP後部・事務部から選出する。
- 6 顧問は歴代会長とし常任理事会の推薦による。

第8条 本会役員の任期は1ケ年とし、再任を妨げない。
補欠役員の任期は前者の残任期間とする。

第 6 章 総会、常任理事会および役員会

第9条 本会の会議は、総会および常任理事会とする。

- 1 本会は毎年1回総会を開き、事業報告並びに決算の承認、事業計画並びに予算の決定、および役員承認について議決する。
ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 2 本会の常任理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 本会の役員会は、必要に応じて会長が招集する。役員会は会長、副会長、監事、校内幹事で構成する。

第10条 学校長はすべての会議に出席し発言することができる。

第11条 本会則の変更は総会の議決による。

第 7 章 委員会

第12条 本会に地区委員会、家庭教育学級運営委員会、広報委員会および企画研修委員会をおく。

第13条 各委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 地区委員会は各地区と緊密に連絡をとり、地区別PT会の計画、運営を行なう。
- 2 家庭教育学級運営委員会は家庭教育学級の計画、運営を行なう。
- 3 広報委員会は広報「かわたか」の編集、発行を行なう。
- 4 企画研修委員会は視察研修の計画、実行を行なう。

第14条 各委員会の選出方法は次のとおりとする。

- 1 地区委員は各地区の常任理事から1名選出する。
- 2 家庭教育学級運営委員は各地区の会員の中から1名選出する。
- 3 広報委員は別に定める地区で選出するが、広く会員の中からも公募する。
- 4 企画研修委員は会員の中から若干名選出することができる。

第15条 各委員会の正副委員長は副会長の中から選出する。

第 8 章 会費および会計

第16条 本会の経費は会費ならびにその他の収入を以て充てる。

第17条 本会の会費は月額250円とする。ただし、特別の場合にはこれを減免することができる。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

本会則は昭和28年5月3日より施行する。

昭和41年6月10日、一部改正。

本会則は昭和48年5月22日より施行する。

本会則は平成15年5月26日より施行する。

平成27年5月30日、一部改正。

P T会慶弔規定

埼玉県立川越高等学校P T会

会員および生徒に対し慶弔を要する場合には、下表に定めるところによって行う。

号	種別	金額等	備考
1	会員(生徒の保護者および教職員)および生徒の死亡	10,000円	別に花輪を供える
2	災害	被害の程度によりその都度定める	

(平成19年5月26日改正)

(平成30年5月26日一部改正)

後援会会則

第 1 条〔名 称〕

本会は埼玉県立川越高等学校（以下本校と称する）後援会と称し、事務所を本校内におく。

第 2 条〔目 的〕

本会は、本校教育の充実発展に寄与することをもって目的とする。

第 3 条〔事 業〕

前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1 本校の施設設備の拡充整備に対する援助
- 2 本校の行事に対する協力
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条〔会 員〕

本会は本校生徒の保護者と、本会の趣旨に賛同するものをもって 構成する。

第 5 条〔役 員〕

本会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 若干名
- 3 会 計 2 名
- 4 常 任 理 事 若干名
- 5 監 事 3名以内
- 6 校 内 幹 事 若干名

第 6 条〔役員の仕事〕

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会 計 本会の経理を担当する。
- 4 常 任 理 事 本会の会務を執行する。
- 5 監 事 本会の会計を監査する。
- 6 校 内 幹 事 会長の委嘱を受け本会の庶務・会計を取り扱う。

第 7 条〔役員を選出〕

本会役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会 長 常任理事会で選任し総会で承認を得る。
- 2 副 会 長 常任理事会で選任し総会で承認を得る。
- 3 会 計 常任理事会の選任による。
- 4 常 任 理 事 P T会常任理事及び元P T会副会長とする。
- 5 監 事 常任理事会で選任し総会で承認を得る。
- 6 校 内 幹 事 P T会の校内幹事が兼ねる。

第 8 条〔顧 問〕

本会に顧問をおくことができる。顧問は歴代会長とし常任理事会に諮り、会長が委嘱する。顧問は本会の諮問に応じる。

第 9 条〔役員任期〕

役員任期は1ケ年とし、再任を妨げない。ただし、会長は2年を限度とする。

第 10 条〔会 議〕

- 1 会議は総会および常任理事会とし、会長がこれを招集する。議決は多数決による。
- 2 総会は決算の承認、予算の決定、会則の変更、役員承認その他重要な事項を議決する。
ただし、緊急止むを得ない場合は常任理事会において議決することができる。
その場合の議決事項は次回の総会に報告して承認を求めなければならない。

第 11 条〔会 計〕

- 1 本会の経費は会費、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 会費については月額1500円とする。ただし、特別の場合はこれを減免することができる。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

本会則は昭和38年6月1日より施行する。

昭和41年6月10日、一部改正

昭和57年5月31日、一部改正

平成12年5月19日、一部改正

平成15年5月26日、一部改正

平成23年5月28日、一部改正

埼玉県立川越高等学校PT会・後援会空調設備規約

第1章 総 則

第1条（目的）

この規約は、埼玉県立川越高等学校PT会・後援会が設置する空調設備の導入及び管理運用について必要な事項を定める。

第2条（構 成）

前条の目的を達成するために、以下の内容を定める。

- 1 委員会
- 2 会計
- 3 運用

第3条（改 廃）

この規約の改廃は、PT会・後援会の総会で決議する。

第2章 委員会

第4条（委員会）

諸契約の施行、関係手続き及び学校、関係官庁、設備業者等への対応を図るために、埼玉県立川越高等学校PT会・後援会空調設備委員会（以下「委員会」という。）をおく。

- 2 委員会の委員は、PT会会長・副会長・監事・顧問及び後援会会長・副会長・会計・監事・顧問並びに校長・事務長とする。

第5条（役 員）

委員会に次の役員をおく。

- 1 委員長 1 名
- 2 副委員長 2 名
- 3 理 事 若干名
- 4 会 計 若干名
- 5 監 事 若干名

第6条（任 期）

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条（委員会の開催）

委員会は必要に応じて委員長が招集し開催する。

第8条（委員会の業務）

委員会の業務は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 設備機器の選定、契約に関すること。
- (2) 設備機器の導入、修理、保守・点検、電気・ガス料金等の諸経費の支払いに関すること。
- (3) 設備の運用に関すること。

- (4) 設備機器の追加及び交換等に関すること。ただし、追加及び交換の決定はPT会・後援会総会の議決による。
- (5) その他空調設備全般に関すること。

第3章 会 計

第9条 (会 計)

空調設備に関する諸経費については、PT会保護者の負担金、寄付金その他の経費をもってこれに充てる。

第10条 (予算及び決算)

予算は、毎年PT会・後援会総会の承認により決定する。決算は、毎年決算報告書を作成し、監事の監査を経てPT会・後援会総会の承認を得る。

第11条 (負担金)

PT会保護者の負担金は、生徒一人あたり月額800円とする。

- 2 特別の事情がある場合は、委員長の承認を得て負担金を減免することができる。
- 3 負担金の額に変動が生ずる場合は、委員会で算定し、PT会・後援会総会で承認を得る。

第12条 (借 入)

PT会・後援会による空調設備設置を実現するため、必要に応じて委員会の役員から保証人を立てるものとする。

第13条 (期 間)

会計期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 運 用

第14条 (運 用)

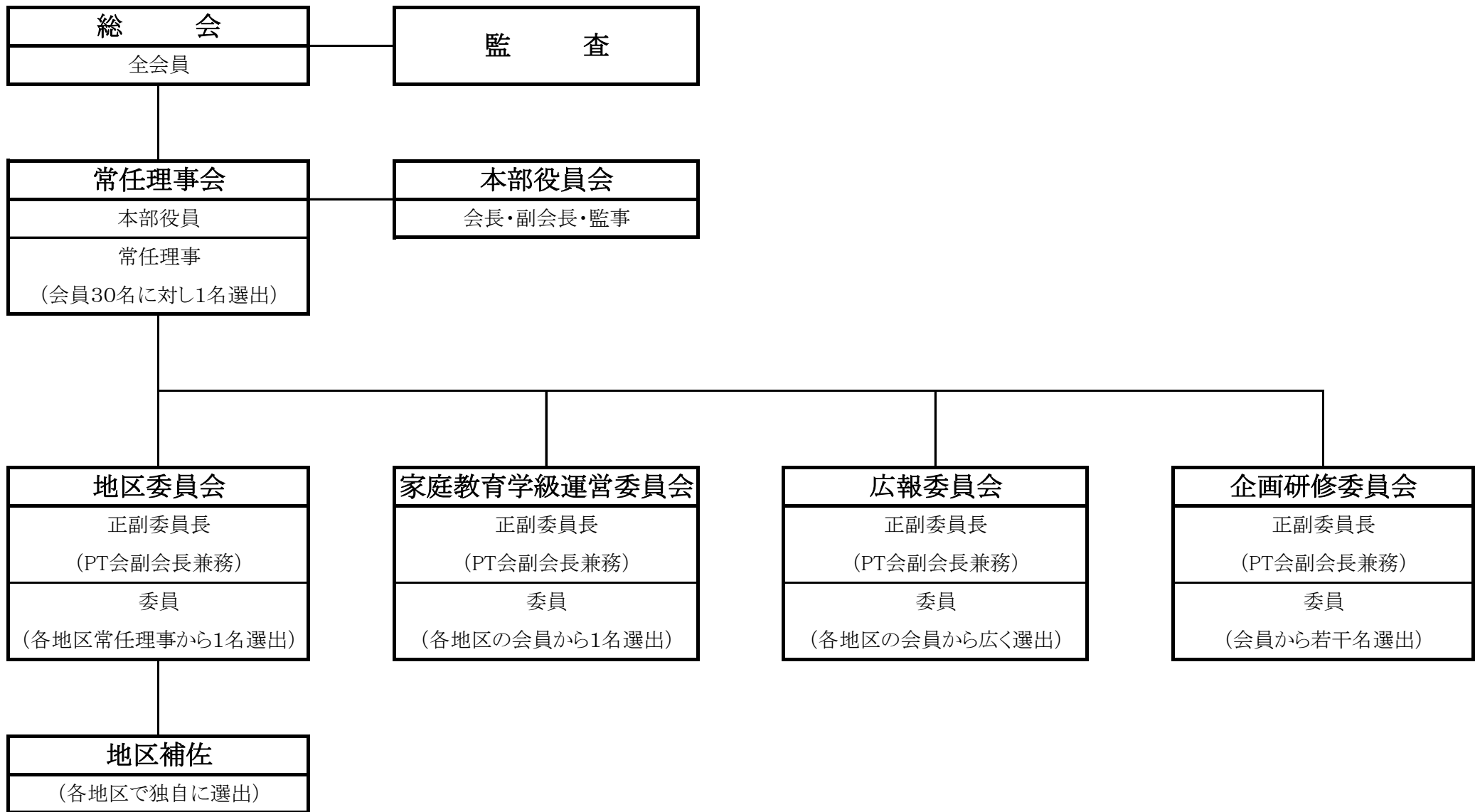
空調設備の運用については、埼玉県立川越高等学校PT会・後援会より生徒の健康や環境等に十分配慮された使用のあり方を依頼した上、学校へ委託する。

- 2 委員会と学校は、運用状況の確認並びに意見交換等を目的とした空調設備連絡会議を毎年1回以上開催する。

附則

本規約は、平成18年6月17日より施行する。

埼玉県立川越高等学校 PT会運営図



資 料

地区名およびその範囲

No.	地区名	範囲
1	川越中央	川越一中、初雁中の通学区域 富士見中、城南中、野田中、砂中の通学区域
2	川越北	霞ヶ関中、霞ヶ関東中、霞ヶ関西中、名細中、鯨井中、芳野中、 山田中、川越西中、川島町の通学区域
3	川越南	高階中、高階西中、寺尾中、大東中、大東西中、福原中、東中、 南古谷中の通学区域
4	坂戸	坂戸市、鶴ヶ島市、越生町、毛呂山町
5	比企	東松山市、吉見町、鳩山町、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、 東秩父村、および周辺地区（寄居・熊谷など）の東上線利用者
6	さいたま	さいたま市他南部地区等
7	飯能	飯能市、日高市、および周辺地区（秩父など）の西武線利用者
8	入間	入間市
9	所沢南	三ヶ島中、山口中、小手指中、南陵中、柳瀬中、上山口中、東中、 北野中、安松中の通学区域および東京都（西武線利用）
10	所沢北	所沢中、向陽中、富岡中、美原中、中央中、狭山ヶ丘中の通学区域
11	狭山	狭山市
12	ふじみ	ふじみ野市、富士見市、三芳町
13	朝霞	朝霞市、和光市、志木市、新座市、東京都（東上線利用）